

# 宇治市教育委員会定例会会議録

日 時 令和4年7月21日（木） 午後6時00分 開議

場 所 宇治市役所8階大会議室

## 会 議 日 程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について  
日程第2 会期について  
日程第3 報告  
日程第4 報告第8号 専決事項の報告について  
日程第5 報告第9号 センター長等の掌理する事務を定める規程の一部を改正する規程の報告について  
日程第6 報告第10号 宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の勤務に関する規程の一部を改正する規程の報告について

会議に付した事項 会議日程に同じ

### 出席者

教 育 長 岸 本 文 子  
(教育委員)  
教育長職務代理者 加賀爪 毅  
委 員 中 筋 斉 子  
委 員 小 山 栄 子  
委 員 左 聡 一 郎

### (出席職員職氏名)

副 部 長	上 道 貴 志	教育支援センター長	林 口 泰 之
教育総務課長	吉 田 秀 平	学校管理課長	吉 田 健 一 郎
教育支援課長	金 久 洋	学校改革推進課長	吉 川 貴 之
教育総務課副課長	堀 田 祐 子	学校管理課副課長	宮 山 博 輝
学校教育課主幹(兼学校改革推進課主幹)	垣 見 千 里	学校改革推進課主幹	平 山 幸 司

### (書記職員職氏名)

教育総務課主事 西 村 結 衣

## 開 会 (午後6時)

- 開会宣言 教育長が7月教育委員会定例会議の開会を宣言する。
  - 日程第1 会議録署名委員の指名について  
教育長から宇治市教育委員会会議規則第13条第3項の規定により、左委員を指名する。
  - 日程第2 会期について  
教育長から1日限りとする旨の提案があり、全会一致で決定する。
  - 日程第3 報告
- 

### (1) 文教・福祉常任委員会について(令和4年7月13日)

- ①宇治市の乳幼児期の教育・保育の今後のあり方に関する意見書(案)について
  - 徳永 未来委員
    - ・意見書案にある、公立幼稚園機能を残していくとはどういうことか。
    - ・平成29年度の検討委員会と何が違うのか。
    - ・地域で子どもを育てるとあるが、幼稚園がコミュニティースクールに参加していないのはなぜか。
  - 角谷 陽平委員
    - ・公立が基本となる教育を実践することにより、地域全体の教育・保育の質を確保、向上させるという議論がよくわからないがどういうことか。
    - ・意見書案ではどのような独自性をもって取り組んでいくのかが見えない。私立・民間はそのままよいということか。
  - 鳥居 進委員
    - ・パブリックコメントは検討委員会が意見を取りまとめるのか。市としては関与をしないのか。
    - ・検討委員会から意見書を受け取り、議会に報告されると思うが、その後のスケジュールはどうか。来年度の園児募集には影響はあるのか。
    - ・市としてもパブリックコメントを実施するのか。
    - ・意見書案では公立幼稚園機能を残していくとあるが、具体的に示さないとパブリックコメントを実施しても市民がどのように意見すればいいかわからないのではないか。
  - 宮本 繁夫委員
    - ・私立幼稚園で配慮が必要な子どもがいる場合は、補助金はあるのか。
    - ・幼稚園から小学校に上がったときに小学校との連携が課題とあるが、教育委員会

としての考え方はどうか。

- ・私立幼稚園の幼小との連携は具体的にどのようにしているのか。
- ・今回のパブリックコメントを実施するのは検討委員会だが、行政が方針を出すときは市民から意見を求めないと市民参画とはいえないのではないのか。

○堀 明人委員

- ・東宇治幼稚園に木幡幼稚園と神明幼稚園を統合する等もっと具体的な課題を検討すべきではないか。

②宇治市小学校給食における提供のあり方検討委員会について

○徳永 未来委員

- ・保護者の意見はどのようにして聞くのか。
- ・給食センターから配送するメリットは何か。
- ・食育について自校方式と同じように給食センター方式でもできるのか。
- ・必要以上に大きな給食センターを作るのはなぜか。
- ・財政が厳しい中で、給食センターに必要な土地だけ買えばよいのではないのか。

○角谷 陽平委員

- ・変化することに対する不安はあると思う。自校方式と給食センター方式とを併用する必要があると書いてあるが学校施設長寿命化計画との整合で給食室だけを先行して整備するという認識でよいのか。
- ・今回の余剰分で老朽化している小学校分を賄うのは分かる。今後の小学校の長期の見通しを示さないといけないのではないのか。見通しは持っているのか。

○鳥居 進委員

- ・近隣市の給食センターの状況を見ていると課題もあるが宇治市ではクリアできそうか。
- ・給食センターは2階建ての構造も検討しているのか。
- ・給食センターには、アレルギー対応室などがあると思うがコンタミネーション（アレルギー物質の混入）等は検討しているのか。

○宮本 繁夫委員

- ・第一回の検討委員会の新聞報道では、委員長は給食センターにするなら栄養教諭が必要と言っているが、栄養教諭の配置はどうなるのか。
- ・配置基準では児童生徒数550人を超える学校では栄養教諭が一人配置されるとなっているが、550人を超える学校は何校あるか。
- ・児童数550人を超える学校で栄養教諭が配置されていないのはなぜか。
- ・その学校に配置していないことを市教委で決めているのであれば理由が知りたい。
- ・栄養教諭と栄養士の違いはなにか。
- ・栄養士については授業ができず、食育を重視するのであれば栄養教諭の配置が必要ではないか。
- ・給食センターを6000食規模にした根拠は何か。

- ・給食センターを作った後に余った分を有効活用するというのであればわかるが、計画もできていない状態で余剰分を作るのはどういうことか。
- ・自校方式に勝るものとは何か。

○堀 明人委員

- ・給食センターを活用し、安全、安心な給食を提供してほしい。

○西川 友康委員

- ・自校方式の課題については議論され、給食は安全に供給されることが一番大事であり、安全あつての食育であると思う。
- ・ドライ化にかかる費用も高額であり、給食センターの活用も必要ではないか。給食室が老朽化し、急遽使えないという自体が起こっても給食センターから配送していればよいと思う。長期的な目線に対応してほしい。
- ・給食センターから配送することで浮いた費用については有効活用してほしい。

## (2) 宇治市小学校給食の提供方式に関する意見について

[説 明]

小学校給食検討委員会について、坂本委員長から意見書をいただいたので紹介する。宇治市中学校給食は令和8年度を目途に給食センター方式で提供される予定とされており、今後児童生徒数の減少が見込まれているとともに、小学校給食室の老朽化対応が必要であるため、新たに整備する給食センターの活用を議論した。

市教育委員会においては、本意見を参考にしたうえで、子どもの成長を促す栄養の適切な摂取だけではなく食の大切さを学び、健全な食生活と望ましい食習慣を養うため食育についてさらなる充実を図り、学校給食をより良いものとするよう、期待する。意見として、6つの意見をいただいた。

1、自校方式は、児童の身近で調理するというメリットがあり、可能な限り継続してほしい。2、今回整備する給食センターの規模は約6,000食であり、小中学校分すべてをただちに賄うことは困難だが、今後児童生徒数の減少が見込まれることから、給食センターの活用を図ることが大切。3、小学校給食に給食センター方式を取り入れる場合は、当該校の保護者等の不安を軽減するため丁寧に説明するとともに、食育指導やアレルギー対応等のため、細かな指導ができるように、栄養担当職員を配置してほしい。4、給食センターは、試食会・調理実習など給食センターを利用した食育やICT技術を活用した学校と連携した食育など、児童生徒のみならず、保護者等も対象とした食育の拠点施設として整備されることを望む。5、献立については、ドライシステムの給食センター方式及びドライシステム導入校とドライ運用校の間でそれぞれの利点を活かしたメニューとなるよう努めてほしい。6、自校方式・給食センター方式等の提供方式に関わらず、ドライシステムをはじめとした衛生管理レベルの向上に努めてほしい。という内容であった。

[質 疑]

[委 員] あり方検討委員会は6月24日から7月中旬までの間に3回議論をしているとのことだがどういった議論をしたのか。

[事務局] 小学校給食における提供のあり方検討委員会では新しく整備する給食センターに絞って議論した。内容としては、食育の重要性や衛生管理、献立等である。意見書にもあるように、今後具体的に給食センターの整備をするにあたってこの意見を踏まえて整備を進めていきたい。

[委 員] 自校方式、給食センター方式のそれぞれ全国的な状況はどうか。

[事務局] 平成30年度の国の調査によると、学校ベースで見ると、小学校の47%が自校方式、52%が共同調理場方式（給食センター方式）その他が1%となっている。

中学校は、自校方式が26%、62%が共同調理場方式（給食センター方式）その他が12%となっている。

[委 員] 議論の中で、可能な限り自校方式といわれた理由はなにか。

[事務局] 調理場が近くにあることで調理員・栄養教諭とのふれあいや相談がしやすいということ、保護者や児童の要望を反映しやすいこと、また、学校行事に合わせた献立が出しやすいということが挙げられた。

[委 員] 給食センター方式のメリットはなにか。

[事務局] 保温食缶の技術向上により給食が冷めないようになっていること、実際に宇治市でも食缶を使って給食を運送することがあるが、温かさ・おいしさについては問題ないということが挙げられている。

逆にデメリットとして、栄養教諭の視点では、現場が遠くなることや、他市の給食センターでは、栄養教諭の配置数が少なくなり、学校に回れないということが起こっていたり、献立をどうするか、アレルギー対応がすぐに取りれないのではないかと、ということが挙げられている。

人的配置においては、栄養担当職員の配置を意見書で提言されており、献立については給食センターが稼働するまでにより良い方向をしっかりと検討していきたいと考えている。

給食センター方式のメリットについては、最新の設備を導入することにより、これまでよりも衛生管理のレベルを上げ、食育の拠点としての機能を活かすことで市全体の食育推進に寄与することができることが挙げられている。

[委 員] アレルギー対応について、今後宇治市が給食センター方式になれば、だれがどのように対応に当たるのか。

給食センターに配属の栄養教諭と、各学校配属の栄養教諭が連携する

のか。

[事務局] 通常、他市町の給食センター方式では、各学校に栄養教諭が配置されることはなく、給食センターに配属され、各学校と連携しながら対応を進めている。

宇治市の現状は、保護者からの申し出に対し、各小学校で栄養教諭が中心となり、保護者と担任と栄養教諭、学校管理職を含めて連携し対応している。

今後、小学校の栄養担当職員が中心となりつつも、学校全体で取り組むことになる。

[委員] 養護教諭は確認する人員に含まれているか。

[事務局] 含まれている。

[委員] 万が一の対応の時はエピペン（アナフィラキシーの症状が出た時に使用し、症状が悪くなるのを抑えるための補助治療剤）等の対応があるがそれは想定しているか。

[事務局] エピペンについては4月の年度当初の職員会議にて全員に講習を行っている。

[委員] 各校内でその対応が必要なケースは何人いるか、ということも把握するのか。

[事務局] その通りである。

[委員] 自校方式できめ細やかな対応ができていたので、給食センター方式になっても同様の対応が継続されるようにして頂きたい。

[委員] 給食センター方式で運用している学校と自校方式で運用している学校の両方の勤務経験があるが、自校方式では、休み時間に調理師の方々を見かけたりするので、身近な存在でもあり調理師の方々への感謝の念も大きく芽生えてくるのではと思う。

一方給食センター方式では、給食センターで作られた給食を学校で分ける配膳員の方の姿を見かけることもあったので身近に感じられるという点では自校方式がいいと思うが、給食センター方式が悪いとは思っておらず、保温食缶に入れることで冷めることもなくなってきたという、メリットもあると感じた。

本議論には、財政面において、どこでどう折り合いをつけていくことが大事だと考えるが、小学校の担任にしてみれば給食も指導のうちの一つであり、ただ食べさせて終わりではなく、安全面ももちろん大切であ

るが、食育も行っている。食育は栄養教諭が中心となっていくものの、担任もそういった知識を身に付け、給食時には折に触れて話をしていくということが求められるので、これからも大事にしていくべきだと考える。

どこで作るか、ということもあるが、食育の部分もこれから大事にしていくことが求められていると思う。

[委員] 特に小学生の間に食そのものを学ぶことがとても重要であり、食べることが自分の健康な体を作っていくということ等を学びつつ、成長していくと思う。

給食がどこでどう作られて、という手法よりももっと大切なことを学ぶことが必要である。ということでしょうか。

[事務局] その通りである。

### (3) 宇治市の乳幼児期の教育・保育の今後のあり方に関する意見書（案）について

[説明]

資料1の意見書（案）については、前回6月28日の教育委員会での報告後、文言修正があったが、全体の構成として大きく変更はしていないことから、意見書案6ページから7ページの、「第3章宇治市の乳幼児期の教育・保育の今後のあり方に関する意見」の部分を説明する。

この章では、最終的な宇治市に対する検討委員会からの意見をまとめられている。第1章、第2章の内容を踏まえた意見として、まずは6ページ中段で「私立幼稚園や民間保育所・認定こども園においては、保護者ニーズや社会情勢の変化に応じた特色ある独自の教育・保育を実践され、宇治市の乳幼児期の教育・保育の質の向上が図られてきていることや、地域や家庭と連携し、地域に根差した拠点施設としての役割も果たしてきていることから、引き続きこうした取組を公立施設と協働しながら実践し活躍されることが求められています。」とされている。

次に公立就学前施設は、「基本となる教育・保育を実践することにより市域全体の乳幼児期の教育・保育の質を確保・向上させる取組を推進するとともに、幼稚園教諭、保育士等の職員の人材育成を図っていく必要があることや、公立施設が先導的に宇治市全域の保幼小連携に向けた架け橋プログラム等の研究、研修を実施するとともに、これらの研究、研修機能や子育て相談など子育て支援機能の強化を図る役割も求められていることから、公立幼稚園・保育所が核となり、私立幼稚園、民間保育所・認定こども園それぞれと協働し、研究、研修を推進していく必要がある」とされている。

また、7ページ上段には「発達障害や医療的ケアを要する子どもなど、特別な配慮や支援が必要な子どもやその家庭に対するセーフティーネットを担うとともに、療育など福祉と連携を強め、私立幼稚園、民間保育所・認定こども園での支援体制の充実が求められていることや、宇治市全体の教育・保育の見込量、需給調整の状況

等を踏まえた適正な規模を維持することが求められており、認定こども園化も視野に入れながら、基本となる教育・保育を実践する公立幼稚園機能は残していく必要がある」という意見もいただいている。

以上が意見書案の概要である。

次に資料2だが、この意見書（案）に対しパブリックコメントを検討委員会が実施しており、意見を提出できる方は、宇治市に在住、在勤、在学者等としており、提出方法、提出先として、意見を記入の上、直接市役所に持参するか、宇治市内の各公共施設に設置している市民の声投書箱に投函するほか、郵便、FAX、メールなどでも提出いただける。また、募集期間については令和4年7月15日から8月13日までとしている。今後のスケジュールの予定につきましては、8月13日までのパブリックコメント実施後、第5回の検討委員会を開催し、その後検討委員会から意見書を提出いただく予定としている。

#### [質 疑]

[委 員] 今回の検討委員会と以前の検討委員会とはどのように異なるのか。

[事務局] 前回の平成29年の検討委員会開催時に比べ、保護者の就労形態や、園児をとりまく環境が大きく変化していることから、宇治市全体の乳幼児期の教育、保育をどうしていくのかを、子育ての観点から検討し、福祉部局と連携し、検討委員会を実施した。

[委 員] 6ページに公立就学前施設という言葉があるが、この中に「乳幼児期の教育・保育の質を確保・向上させる取組を推進するとともに、幼稚園教諭、保育士等の人材育成を図っていく」とは、具体的にどのようなことか。

[事務局] 意見書案にもあるように、「公立幼稚園・保育所が核となり、私立幼稚園、民間保育所・認定こども園それぞれと協働し、研究、研修を推進していく必要がある」ということから、保幼小連携や、保育士や幼稚園教諭が職員交流をし、それぞれの立場から新しいことを吸収していくこと。

[委 員] 私立幼稚園や民間保育所・認定こども園も含め、市全体ということなので、乳幼児教育や、小学校への接続等をどうしていくかということ歩調を合わせて進めていかなければならないが、まずは公立幼稚園・保育所が人材育成を含め中心となって全市に広めていくという認識でよいのか。

[事務局] その通りである。

[委 員] 宇治市の公立幼稚園の何が評価され、7ページの公立幼稚園機能を残



すということが言われているのか。同ページ資料上段にある、「特別な配慮や支援が必要な子どもやその家庭に対するセーフティネットを担う」ということなのか、幼稚園の教育内容についてということなのか。

[事務局] 公立幼稚園における、特別な配慮や支援が必要な子どもやその家庭への支援を担うことはもちろんだが、それは民間保育所や私立幼稚園でも実施している。

公立幼稚園では、教育保育をしっかりと実践することや、それによる質の向上の推進を行ってきたこと、公立間の連携のしやすさを十分に活かして小学校への連携等の機能や役割を果たしている。

また、評価については、検討委員会の中では、園児数が少ない状況ではあるが、一定の保護者ニーズがあるということ、また、公立間の連携のしやすさを活かし、小学校への連携の取り組みや、公立幼稚園が遊び中心の教育を実践しており、それが今の時代にあって必要ではないかということが評価されたと考える。

[委員] 7ページの「認定こども園化も視野に入れながら」とはどういうことか。

[事務局] 保育所を含めた施設を指しており、検討委員会の中での議論では保護者ニーズ等を考えたときに認定こども園化も含めた検討の必要性が議論されていた。

一つの考え方として、公立幼稚園、公立保育所の認定こども園化の適正を考えていく中では必要との意見である。

#### (4)「要望書」等について

[説明]

2件の要望があった。

1件目、宇治市立幼稚園 PTA 連合会から「要望書」の提出があった。

2件目、新日本婦人の会宇治支部から「宇治市の小学校給食の検討に対する緊急要望書」の提出があった。

[質疑] なし

#### (5) 宇治市教育委員会後援事業について

[説明]

宇治市スポーツ少年団主催の「2022UJIこどもスポーツフェスタ」ほか11件、計12件の事業について後援した。

[質疑] なし

○**日程第4** 報告第8号 専決事項の報告について

[説明]

本件については、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第2項の規定により報告するものである。

まず、専決第10号「教職員の任免について」であるが、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第1項第3号の規定により、6月12日付退職に伴う府費負担教職員の管理職以外の任免について京都府教育委員会に内申するため、専決処分をした。

次に、専決第11号「宇治市学校運営協議会委員の任命について」であるが、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第1項第4号の規定により、専決処分をした。

学校運営協議会委員については、各校の学校運営協議会で「育てたい子ども像」、「目指すべき教育」のビジョンを保護者や地域と学校が共有し、目標の実現に向けた熟議を行ってもらった。今回、7月1日付で7名を追加で任命したことから、任命した委員は合計254名となっている。

[質疑] なし

○**日程第5** 報告第9号 センター長等の掌理する事務を定める規程の一部を改正する規程の報告について

[説明]

本改正は、令和4年7月1日付人事異動に伴い、学校改革推進課主幹の掌理事務を追加するものである。

なお、改正後の本規程は令和4年7月1日から施行した。

[質疑] なし

○**日程第6** 報告第10号 宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程の報告について

[説明]

本改正は、「京都府立学校職員服務規程」の一部改正に伴い、所要の改正を行ったものである。

改正内容は、教育職員免許法第9条の3第1項に規定する免許状講習を受ける場合の、職務に専念する義務を免除する規定を削除するものである。

なお、改正後の本規程は令和4年7月1日から施行した。

[質疑] なし

